解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月二十二日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

東京都練馬区東大泉一丁目三二番二号

大泉学園駅北口地区市街地再開発組合

代表清算人　加藤　忠弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年六月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成二十八年十二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪府枚方市岡東町一二番一―四一〇号

医療法人林耳鼻咽喉科

清算人　林　律

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十二月七日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪市東成区中本五丁目一一番三〇号

宗教法人淨願寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第二回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

奈良市田中町五九九番地の一

未來人道教教会本部

清算人　奥田　正彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十二月二十日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

島根県浜田市片庭町七三番地

医療法人社団佐々木歯科

清算人　佐々木啓司

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十九年一月十三日宮崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

宮崎県東臼杵郡門川町本町一丁目一番地

門川町土地開発公社

代表清算人　安田　修

解散公告（第三回）

当公社は、設立団体である大槌町議会の議決を経、平成二十八年十二月二十六日に、岩手県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

岩手県上閉伊郡大槌町上町一番三号

大槌町土地開発公社

代表清算人　平野　公三

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年十二月六日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

福岡県築上郡築上町大字築城一〇九六番地

清算法人城井谷土地改良区

清算人代表　山内　守

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年一月五日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大分県別府市大字別府二二三四番地

宗教法人天皇国照輝尊響

清算人　安藤　恭子

第三十四期決算公告

平成二十八年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部	
流動資産	一、八七二、一六四
固定資産	三、七〇七、六〇二
合計	五、五七九、七六六
負債及び純資産の部	
流動負債	四、〇三二、〇一三
固定負債	六一、八四〇
株主資本	一、四八五、九一三
資本金	二五、〇〇〇
資本剰余金	三、三〇〇
利益剰余金	一、四五七、六一三
（うち当期純利益）	（一二九、一一二）
合計	五、五七九、七六六

平成二十八年十一月三十日

茨城県北茨城市華川町車一〇九九番地

アイパル株式会社

代表取締役　鷺　喜三郎

配当公告

徳島県阿南市橘町鍋浦三二番地

破産者　新栄鉄工株式会社

右の者に対する徳島地方裁判所阿南支部平成二十六年（フ）第二三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八三六、九四三、五四〇円

一、配当することのできる金額

金四九、一〇四、一八三円

平成二十九年二月三日

徳島市幸町三丁目一五番地伊藤ビル三階

破産管財人　竹原　大輔

配当公告

徳島県阿南市橘町汐谷山一〇五番地一〇

破産者　西村　秀敏

右の者に対する徳島地方裁判所阿南支部平成二十六年（フ）第三五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四五五、九九一、八九四円

一、配当することのできる金額

金二六、六一四、二三二円

平成二十九年二月三日

徳島市幸町三丁目一五番地伊藤ビル三階

破産管財人　竹原　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区発寒六条一四丁目一番、最後の住所札幌市西区発寒六条一四丁目一番三〇―一〇三号

被相続人　亡　竹内　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲川　貴之

第10期決算公告

平成29年2月3日

大阪府東大阪市長栄寺2番8号

相和プロスト株式会社

代表取締役　田村　聖

貸借対照表の要旨

（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,253
	固定資産	936
	合計	36,190
負債及び純資産の部	流動負債	8,338
	固定負債	23,176
	株主資本	4,676
	資本金	2,000
	利益剰余金	2,676
	その他利益剰余金	2,676
	（うち当期純利益）	(57)
	合計	36,190